

（午後1時1分 再開）

議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番21、31番 金山君。

〔31番（金山高弘君）登壇〕

31番（金山高弘君）それでは、議長のお許しを得ましたので、壇上より質問したいと思います。

機構が構築され、市長、助役が決まり、議会承認の人事も無事に済み、18年度の予算も組まれ、まずは順風満帆の新市橋本市がスタートし、はや3カ月余りの月日がたち、まず、一安心というところであると思いますが、市政とは、だれのために、だれがどのように行うかと考えると、主権在民とこのことでの偉い人が人民の人民による人民のためと言われましたが、それをもじって、市民の市民による市民のための市政であると思います。

そこで、市民の代表である市長の政治姿勢が問われることとなりますので、次の質問を少しばかり行いたいと思います。

職員の指導・教育について。

市長、助役、部長、課長の重要な仕事の一つに部下の管理、監督があると思う。組織としてのガバナンス（統治）が不十分なため、いろいろな難問が降りかかり、行政の遂行に支障が生じ、市民の皆さまに対し十二分にこたえられず、奉仕者としての役目を果たすことができない。ふさわしい人材を育てることが市のトップ、管理職の役割ではないのか。

1番の として、市長、助役は管理職である。管理職は一般職員に対してどのような指導・教育を行っているのか、聞きたいと思

います。

2番目に公共工事の入札制度の改正について。

5月25日付の配付文書の中で、公共工事の入札制度の改正について、「橋本市の入札制度に工事希望型競争入札制度を平成18年6月1日より導入することといたしました。この制度は、市内の格付業者を対象に指名競争入札制度から一般競争入札制度（各業者の選別制、申請主義）への変更となります。このことにより競争性の確保、透明性が図れるものと考えておりますので、よろしく理解を賜りますようお願い申し上げます」とのことなので、もう少し関連質問をしたいと思います。

として、工事希望競争入札（郵送方式）導入のコンセプトについて、 として、工事希望競争入札（郵送方式）の概要についてでございます。

3番として、同僚議員が聞かれておりますが、もう少し詳しく聞きたいので、再度聞きたいと思います。3番は、高野口町で運行していたバスについて、運行の再開についてでございます。

以上、壇上よりの質問を終わります。

議長（上田順康君）31番 金山君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）金山議員のご質問にお答えいたします。

職員への指導・教育についてのおただしてございますが、私は、部長連絡調整会議等を通じ、常日ごろから職員の意識改革の必要性を訴えております。

さきの臨時議会におきまして私は、「このまちに住んでよかった」「このまちにぜひ住んでみたい」、そして、「まちも元気・人も元気」というまちづくりを基本姿勢として市民の生の声をお聞きしながら、一緒にまちづくりを進めることを申し述べたところでございます。

今日のように財政状況が厳しくなればなるほど、職員自らが体でサービスを提供していかなければなりません。このためには職員一人ひとりが意識改革をしていくということが非常に必要であると存じます。職員が市や区の行事やボランティア活動に積極的に参加する中で、直接市民に接し、市民の声を聞き、市政に反映していくことが、市民に信頼されるまちづくりに必要なことであると考えてございます。

また、管理職が所属職員の意識改革を図る上で、管理職自らの管理能力の向上も大切でありますので、今までも参加させていた管理職研修に加え、管理能力向上に必要な研修の機会を多く持つよう指示しているところであります。

部長、課長の所属職員に対する指導・教育であります。部長連絡調整会議等において私が直接指示・指導した事項については、各部長より所管課長を通じ職員に伝達されることとなります。また、直接、部長、課長から所属職員による会議や研修会を開催し、業務の計画・遂行、あるいは接遇に関する教育・指導に当たるケースもございます。

いずれにいたしましても、管理職には職員におけるコミュニケーションの促進のみならず、職場の状況を把握し、適切な職場管理を実施するための管理能力の向上が大変求められてございますので、職員研修以外にも職場管理や人事管理等を通じたトータル的な人材育成に取り組み、職員の意識改革をさらに図ってまいります。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えいたします。

議長（上田順康君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

総務部長（中山哲次君）それでは、まず、工事希望型競争入札（郵送方式）導入のコンセプトについてご説明をさせていただきます。

受注意欲のある者が、ある一定条件のもと、自由に競争入札を行うことができ、また、その入札及び契約の過程が公平で透明性のあるものとするのが望ましいということから、指名競争入札から一般競争入札へ制度移行する、競争性を確保する、透明性を促進する、市民・業者・行政それぞれにメリットがあるものとする、をコンセプトといたしまして、入札制度の改正に取り組んでまいりました。

この工事希望型競争入札は、入札参加対象業者に対し指名競争入札として実施していたものを、参加自由な一般競争入札へと移行するとともに、これを郵送により実施するものでございます。

この入札方式を導入することにより、入札参加者の手続きの負担軽減及び入札事務の効率化・簡素化が図られ、入札及び契約の過程の公平性、透明性及び競争性を一層高めることができるものと考えております。

なお、この入札方式の対象とする工事は、130万円を超える土木・建築・水道施設工事であり、市が行います入札件数の概ね85%を占めることとなります。また、入札参加対象業者数は、1工事当たり40社前後となり、市内業者の受注機会が大幅に増加することとなります。

次に、工事希望型競争入札（郵送方式）でありますが、概要につきましては、制限つきではあるものの、入札参加対象業者のうち受注意欲のある者が参加する一般競争入札でございます。制限つきとは、具体的にどのよ

うな制限があるのかといいますと、主に3点あります。

1点目が、この入札に参加できる業者を格付業者に限定していること。

2点目は、1入札会で受注できる最大の件数が土木一式工事にあつては2工事、建築一式工事にあつては1工事、水道施設工事にあつては1工事とすること。

3点目につきましては、工事現場を管理する技術者、市が認定する現場代理人及び主任技術者等でございますが、を配置しなければならないこととあります。

これら制限のもと、入札参加対象業者は、購入した設計図書に基づき見積を行った上で、あらかじめ市が公表する予定価格に照らし合わせ、入札参加の意思を郵送による申請という行為であらわすこととなります。郵送された申請書等、入札書を含むわけでございますが、橋本郵便局留となり、開札（入札）の前日まで入札に参加した業者が特定できないこととなっております。

また、本市ではダンピング（不当廉売）防止対策といたしまして最低制限価格制度を敷いておりますが、最低制限価格につきましても、当日の平均入札価格（入札参加者により提示された市場価格）によりまして変動する方式を採用しておりますことから、この価格につきましても、事前にはわからないこととなり、透明性が確保できる仕組みであると考えております。

これらのことにより、入札参加者の規模や体制に応じた受注機会を確保または制限し、市場価格を優先した落札方式を採用するとともに、入札及び契約の過程における透明性を促進させることにより、競争性のある入札制度に資することができるものと考えております。そういうことでご理解のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、旧高野口町有バスの取り扱いにつきましてでございますが、先ほどの10番議員の質問にもお答えさせていただきましたが、今後、維持管理経費の問題もございますので、基本的に運転手は1人とし、近距離の場合は旧橋本市のマイクロバス、遠距離の場合は旧高野口町のバスを運行していく方向で進めてまいりたいと考えております。

また、運用面につきましては、これに沿った管理規則の見直しを行うとともに、橋本市有バスとして適正に使用してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

議長（上田順康君）31番 金山君、再質問はありますか。

31番 金山君。

31番（金山高弘君）質問に対する答えは書面に書いた通りいっぺんの所信表明のような答えであったと思いますので、少しばかりの質問をしたいと思います。

まず、1番の職員の指導・教育について、部長、課長さんが一般職員というところで、部長、課長さんが答えられていないので、だれかお願いしたいと思うんですけども。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）ただ今、市長から部長、課長の分まで答弁していただいたわけでございますけども、言っていましたように、一般職の連絡の最上位に位置するのが部長連絡会議でございます。そこで決まったことにつきましては、各部長が各課におろしまして、課の中でお話しいただき、していくというような組織をとってございます。

そういうことで、ちょっと外れるんですけども、3月1日に合併してから高野口の職員と橋本の職員がまだ配置されたばかりということで、組織の体制がうまく機能しなかった部分もございます。そういうことを進めてき

て3カ月たっておるわけでございますけれども、ようやくそういうことが浸透して来出して、フィードバックもするような形になってきている状況でございます。

何か弁解がましい話になりましたけども、部長、課長の連絡、市長の思いを伝える方法についても市長が答弁していただいたとおりでございます。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）形式や形が少しわかったように思うんですけども、いまひとつ中身がわからない。この中身というのは、結果を伴わなければ成果がないということです。成果を伴うような中身の説明をお願いしたいと思います。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）ただ今、金山議員から中身の問題等々のお尋ねでございますが、非常に不祥なことがございまして、私も責任を負うところが非常に大きいわけございまして、管理・監督すべく職員、課長であるとか、係長だとか、こういう皆さんの徹底した研修を夏期セミナーといいますか、今年はひとつ集中的に、助役にも申し上げておるわけでございますが、立ち上げる方針を立ててございまして、それらの研修の成果報告書をまとめて、一度、皆さんに適当な時期に配付させていただきたいなというぐらいの気持ちを持ってございます。

それと、さらに、それぞれ研修を受けた部長、課長、これらについては、例えば、その研修の内容等についてのてんまつを別紙の様式をこしらえまして、そして、それに詳細に受けた研修の実績というものを出していかとか、そうした面の中身の濃いものを集中的に、今年は重点的に取り組んでいきたいということで考えております。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）大変結構な取り組みだと思います。

さっき、偉い人が人民の人民による人民のためのと、私は市民のと、市民の政治を行ってほしいわけですが、皆さん、市民に対し公平であるとか、親切であるとか、信頼を損なわないようにしなくてはいけないとか、いろいろ頭の中では考えておると思うんですけどね。これだけでは、私が言っている十二分にこたえられないと。十分ではあるけど、十二分ではこたえられない。

市長も所信表明で住みよい、住んでよかったまちと言われている中で、市民の皆さま、役所へ来て、物事を頼み、物事を申請し、物事をお願いに、そのときに公平に平等に親切に、そこまでやってくれると思うけど、もう一つ、私は市民として時間がかかり過ぎると思う。迅速に物事を処理されることが肝要かと思えます。助役、その辺、どうですか。

議長（上田順康君）助役。

助役（清原雅代君）金山議員仰せのとおりだと思います。今、橋本市役所に限らず、どの職場におきましても、その厳しさと緊張感というのも欠如しているというように言われておりますけども、やはり、そういった緊張感というのを職員一人ひとりが持って職務に臨むというのは大変重要なことだと思います。

私は、昨年、旧市役所のほうへ助役として初めて就任させていただいたときに、やはり、管理・監督する立場として職員をどのように指導していくかということで、自分なりに大変考えました。私自身は、市役所の中で業務の経験もありませんので、そこで考えたのが、その当時、部課長、そして、今後、管理監督の立場に立っていく、とりあえず課長補佐の皆さん方と、各部ごとにですけれども、いろ

んな意見交換をさせていただきました。そこで皆さんが職務に対してどのような考え方でおられるか、あるいは、職務上での問題点とか、そういうことを把握すると同時に、やはり物事に対して問題意識、危機意識、市民の視点に立って物事を考えていてもらいたいということもお伝えしたかったというか、そういう思いもありまして、何回かに分けて、十分な時間ではなかったと思うんですが、話し合いをさせていただきました。

本来でしたら、時間的に余裕があれば、また、係長、一般職員の方々ともそういう機会を持ちたかったんですけども、時間的にとれなくて、そのような状態で終わったんですけども、今後、こういった職員との対話を通じてお互いにいろんな気づきというのが生まれてくると思いますし、やはり、職員自らがやる気をもって事に当たっていただくというか、それが一番大事であるという思いますので、私としてもこういった考え方を今後も持って指導してまいりたいと思います。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）私の質問を十二分に理解していただき、助役の結構な答弁をいただき、次に質問に移りたいと思います。

公共工事の入札制度の改正について。総務部長、わかっとるわな。

指名競争入札から一般競争入札へ、指名主義（行政権限）から公告・申請主義（業者意向の反映）へ行政スタンスを移行する、地方自治法上の入札原則は一般競争入札である。この「地方自治法上の原則は一般競争入札である」という、これを運用して一般競争入札に移行していくのかなと私は思うんです。どうですか。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）お答えをさせていただきます。

確かに、議員ご指摘のとおり、地方自治法では何種類かの入札方式もございます。そういうことで、地方自治法上の入札原則は一般競争入札であると、確かにそのとおりでございます。

それで、今回、橋本市におきましては、合併したわけですが、以前から指名競争入札が大半を占めておりました。そういうことで、今回、郵送方式に変わったわけですが、基本的には、内容的には、今までですと、橋本市のほうから各業者さんにランクに応じまして指名をさせていただいて、その方々が一堂に会しまして入札をしていただくということで、当日、ご都合の悪い方々が欠席なりされますと、辞退届をいただくという格好になっておりまして、一堂に会しての入札ということでやってきておりました。

その結果、それにつきましては、多い入札日でございますと、朝から夕方まで1日費やしていただかなければならないという実績も出てまいりましたので、今回、郵便方式に切りかえさせていただいて、希望する業者さん方については入札をお願いし、参加していただくということで、今回、このような入札方式に切りかえさせていただいてございます。

ですから、自治法では随意契約なり、ほかのいろいろな入札方式もあるわけですが、今回、この入札工事関係につきましては、このようにやり方を変更させていただいたという状況でございます。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）余計なことは言わなくてくれ。私は入札の原則を聞いておる、国の。それだけ答えてくれたらいいんよ。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）資料にも書いてございますとおり、地方自治法で入札原則は一般競争入札でございます。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）それじゃ、一般競争入札と書いてあるけど、これを弾力的に考えるつもりはないのか。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）また答弁が違つてご注意受けるかわかりませんが、橋本市が今後も発注していきます公共工事につきましては、例えば過去にありました病院等の大きな何十億という工事もございます。技術的には市内業者では対応できない設計内容の工事が発生する場合もございます。また、公共下水道工事のように、推進工法、シールド工法等、必要な機材が。

31番（金山高弘君）そんなこと聞いてないで。弾力的に運用するのか、しないのかって聞いているんよ、僕は。弾力的に運用するんだつたらするって言うてくれたら、しないんだつたらしないと言うてくれたらええ。そうでしょう。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）失礼しました。

工事の内容によりましては、弾力的に運用せざるを得ない部分もあります。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）2番目の競争性の確保、自由な入札制度を促進（入札参加業者の施工能力に配慮しつつ）することにより競争性を確保することが可能な制度としなければならない。

入札参加業者の施工能力に配慮しつつ、どういう配慮をするんですか。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）例えば、土木でございますと、経営審査事項点数を一つの客観点数ということで4ランクに分けて、それによって市のルールをこしらえまして発注いたしてございます。4ランクということで土木

では分けてございます。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）ランクづけをして、その中へ縛り込むんでしょう。そんなのだったら配慮してないじゃないですか。Cランクのものを、そしたらAランクに入札させるんですか。BランクのものをAランクにするんですか。そういう配慮はあるんですか。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）それはございません。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）今、具体的に僕の配慮は言うたよね。ここに書かれている配慮とはどういうものか。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）能力的なことでございます。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）済みません。ちょっと頭が悪いので、能力的とはどういうことか、具体的にお願いしたい。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）じゃ、ちょっとお時間いただきます。

まず、先ほど申し上げたランクするにあたりまして、客観点数でございます。経営審査事項点数、これは和歌山県知事が判断して点数をおろしてございます。これにつきましては、細かくは県知事、また大臣と2つに別れておりますが、まず、そういったランクづけに基づきます客観点数。それから、あと、各市内業者の方におかれましては、技術職員、当然、資格を有した技術職員が何名配置されておるか、また、その技術の資格にもいろいろな技術の等級もあるわけでございますが、そういった技術の資格、そういったものも一つの判断材料にさせていただいてございます。

以上です。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）それは配慮と違うやろ。聞いてもわからんから次の質問に行きたいと思います。

透明性の促進、入札執行の過程及び結果に係る事務等について、すべての段階における透明性が確保された状態でなければならないというふうなことですが、そしたら、今までしてきたことは透明性がなかったのか。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）少しお時間、しゃべらせていただいてよろしいですか。

私ごとで恐縮でございますけれども、私自身も工事の入札・契約等担当業務、財政課長当時、5年間担当させていただきまして、入札の現場につきましても、私なりに実情、現状というのは理解させていただいておるつもりでございます。

たまたま今回、入札担当部長ということで拝命したわけでございますが、そういった中で、1例を申し上げますと、私が担当した平成12年当時、旧町村合併する前の橋本市も地域割ということで入札しておったのも事実でございます。

その後、議員ご存じのとおりだと思っておりますが、平成13年4月には国のほうでもいろんな工事に係るトラブル等が発生してまいりましたが、そういうことで、国のほうでは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されまして、17年4月には工事の品質管理ということで、公共工事の品質確保の促進に関する法律ができてまいりました。

そういうことで、国のほうからも法律の施行に伴いまして、より一層の透明性、競争性、公平性ということで、本市におきましても、その法律にものっとりまして今まで以上により一層の透明性を図りたいということで、予

定価格の事前公表、また、最低制限価格の事前公表等について取り組んでまいりました。

ですから、今までのやり方、地域割が決して間違っておったということは私ども何も認識はいたしておりません。正しいやり方でやっておりました。ただ、そういうことで、法律、国のほうの動きもございませぬ。

やはり市民の方々には事前にどういう形で税金を使って入札をしておるのかというふうなこと、多くの方にも知っていただきたい。その間、私ども5年間担当させていただいた中でも、この旧橋本市議会でも入札行政に対しましてご注意、ご意見、ご指摘を多々いただきまして、より一層の透明性、公平性、競争性を図ってきたということでご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）より一層の透明性ということでよくわかりました。

4番、行政・業者・市民それぞれにメリットがある、制度改革により三者にトータルメリットがあるようなものとしなければ議会と協力が得られない。このとおりだと思ふ。

この書面を見ておったら、行政は手抜き。業者は何のメリットもない。市民は、ちょっとどうかわからんけども。だから、業者にどういうメリットが。ここに書かれているメリット、導入のメリット、業者、希望する工事入札のみ参加、入札時の簡素化、自由な競争の促進、入札会の立ち会いは任意、その他経費節減。お題目はよろしいよ、実際。希望する工事入札のみ参加。18年度の予算を見ても、17年度の予算からでも工事増えておるかい。業者は高野口を含んで増えておるけど、何のメリットがあるの。

先ほどから最低価格言われていましたけど、この間、病院の取り壊しがありましたわな。何ぼで落ちておるんですか。なかったですか。

病院の取り壊しの入札、なかったんですか。病院でやっておるんですか。それなら、ちょっと教えてくれます。入札価格、教えてくれます。

いや、わからなければ結構ですわ。だいたい、僕も聞いてありますのでね。最低のほうへへばりついておったということですよ。40社の業者が最低、敷札のほうへへばりついておったということですよ。こんなもん、何がメリットですか。この間、僕も業者の説明会へ行かせてもらった、設計金額が100万円としたら67%だと。それが平均だと。そりゃ、上へへばりついたらいいですよ。100万円が適正価格であれば、あなた方が出しているのは適正価格でしょう。それをむちゃくちゃな競争をさせて、最低制限価格のばりばりのところで落として、何が業者に対してメリットですか。あなた方は3%の報酬を減らされがたがた言うておるんよ。それを33%も切って利益なんか残ると思いますか。何がこれ、業者にメリットがあるんですか。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）ちょっと私も病院の入札の数値は記憶にないんですが、基本的には市としましては、競争性を高めていただいて、最低制限価格で落札していただくということについては税金の無駄使いをしておらないということで、自信を持ってこの制度を維持していきたいというふうに考えてございます。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）昔から安物買いの銭失い。あなたも市役所に入って何十年たっておるんでしょう。行政のプロでしょう。プロだったら、そんな業者を泣かすような答弁はしないでください。

これぐらいにして、次の質問に移りたいと思います。

この絵を見ていると、真ん中にコピーサービス会社とありますやろ。これは行政の職員の手抜きじゃないんですか。この人に任せるんじゃないんですか。これ見たら、業者はここへ領収書と書いてあるが、ここで設計書や何や図面をみな買うんでしょ。買うということでしょう。あなた方が出してやったらいいじゃないですか。市の公共工事ですからね。こんなところに経費節減で、何がこの業者の経費節減になるんですか。あなた方が設計書に出してやったらいいいんでしょう。僕はそないに思いますけど。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）これにつきましては、国・県のほうでも同じようなやり方やっておるといふうに聞いてございますし、これにつきましては、やはり、各入札応札していただく業者方の営業活動の一環というふうにご理解をお願い申し上げたいと思います。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）どこぞのまねをしたというような答弁で、僕は納得できない。もう少し、さっきも言ったように、あなたもプロならプロらしく答弁してほしい。

次に移りたいと思います。

工事希望型競争入札（郵送方式）導入の概要ですけど、これはミスプリントではないやろ。この線を引っ張ってあるやつよ。比較的規模の大きい工事、これやけど、市内業者対象工事ではないというふうにとらまえてよろしいですな。ということは、先ほど言われたけども、病院なんか大きな工事だったら、技術者もないやろうさかいに、そういう100億円ぐらいのものだったらおらへんと思うけどね。

業者さんも市民である。税金もいただき、事務所を構えたら、その固定資産税もいただき、住民税もいただき、そういう業者をなぜ



育てて市内業者に取らせないのか。また、その表の業者なんて、早い話が何もないですよ。法人税さえ、お金もうけしたって払ってくれへん。たくさんあればやろうと。たくさんあれば別だけど、先ほども言うたように、一つの工事に40社も入るといような観点から考えたらね。市長は外からという考えもあるだろうけども、僕はこのことに関しては市内業者を育ててもいいのではないかと。してくれておるので、答弁。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）私も先ほど申し上げたように、財政、入札関係5年、それ以前も担当させていただいておりますので、金山議員ご質問の内容については重々わかっておるつもりでございます。

今のご質問でございますが、今後、こういった特殊工法なり特殊技術を用いて、また金額的に設計額の大きい病院に準じたような建物が今後出てくるのかどうか別としまして、基本的には、やはり設計内容については極力、分離分割発注を採用していきたいと。なおかつ、今すぐどうこうということはお約束できませんが、大手企業とJVを組んでいただくというやり方もございます。

ですから、議員ご指摘のとおり、極力、やはり地元業者でできる部分については地元業者の方々に入っただけのような工夫、検討もさせていただくのは当然かと考えております。

ちょっと大きな答弁で申しわけございませんが、答弁にかえさせていただきます。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）きのう、松浦議員も言うておったけど、再三、思いますとか、検討しますとか、前向きとか、あんたはプロだから、そういう答弁はやめてよ。

A工事、土木工事は2億5,000万円以上、B

工事の建築工事は3億円以上、100億円とか200億円とか、橋本市はこれからないやろうと思う。お金もないんやからね。だから、分離発注も言われましたけど、もう少し上限を上げてくれたらね。

僕も土木の1級施工管理士を持っておる。建築1級は持ってないけど、建築の2級の施工管理士も持っておる。建築の1級、予算持っておる。そしたら、資格でいえば上限がないわけですよ。日本の国のこういう工事は、僕らは全部やれるわけですよ。そこで、もう少し配慮という形で上限を上げていただければね。そこで答弁をお願いします。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）18年度につきましては、お配りもさせていただきました、このランクで実施してまいります。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）わかりました。配慮してくれんということですね。

配慮がないなら、次の質問に移りたいと思います。

3番の、先ほど霜竹議員も言われましたけど、答弁で運転手が1人と、それから、遠距離で高野口町のバスを使うと。それで経費の問題と言ったやろ。だから、経費の問題なんてね、経費経費と、この3日間で耳にたこができておるさかいに、そういうこともあまり言わんでほしい。

そこで、僕は、先ほど1番のときに迅速に言うたやろ。迅速に処理してくれと。それで、助役さんはそのとおりだということですね。市の条例で運行させると、僕らは高野口町のことだけしか知らないので、今まで高野口町で使っていたように、同じように使えるのか、また、それがいつごろから使えるのか、聞かせてほしいと思う。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）まず、1点目のご質問の件でございますが、これも合併協の中でも協議させていただきまして、今現在、橋本市有バスということでは合併後の橋本市有バス管理規則がございますので、市の管理規則にのっとりまして運行させていただきたいと思っております。

ちなみに、その内容につきましては、市役所の中には各課担当課がございます。いろいろな団体なり事業委託をしております。そういった関係で、各課からの申請に基づきまして、各種団体の方々にいろいろな勉強をしていただくために先進地等の視察等を行ってまいりたいと考えております。

それから、2点目でございますが、いつの時期から運行するのかということでございますけれども、今現在、市のマイクロバスを運転、担当していただいております職員といたしますが、個人にも確認しまして、実際、私も含めて、その者に高野口町のバスを運転していただきました。その者、以前は大型2種まで持って、プロの運転士でございました。その者に高野口町のバスに乗っていただいたんですが、空っぽで走るのだったら、きょうからでも走らせていただきますと。ただ、やはり20人、30人近い市民の方を乗せて走るとなると、バスの機種によりまして運転操作も異なりますし、乗客の安全ということを確認しますと、試運転期間といたしますか、バスに慣れるだけの期間はくださいということをお願いしておりますので、その方向も市は出しておりますので、それが半月になるのか、1カ月必要になるのかは別としまして、早い時期に運行させていただきたいというふうに考えてございます。

それと、先ほどご答弁させていただいたんですが、今、とりあえずは2台ということで、1例を申し上げますと、今後、市政バスとい

いますか、市民の方々に市内の公共施設何かを見ていただくと、今までもやってきておりますが、そうなりますと、道の関係でどうしても旧高野口町のバスですと、道路幅員、また対面通行できませんので、そういう使い分けをさせていただきたいというふうなことも考えております。

ただ、2台を同時に運転するのではなくて、1台の使用に限定させていただきたいということでよろしく願います。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）ご丁寧な、ご親切な説明、ありがとうございます。

今、時期を特定されなかった。市の条例によって運行する。多分ですけども、僕が高野口町で実際に使っておったのと同じだというふうにとってもいいのかな。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）いえ、そうではございませんで、あくまでも合併協の中で協議をさせていただきました現在の橋本市のマイクロバスの運行規定、運行内容に基づいて大型バスも利用していきたいということでございます。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）だから、僕は高野口町のことしか知らないから。あなたは橋本市の市条例と言っているんだから、いま少し、どこがどない違うのか、教えてくれたらいいのと違うかな。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）バスの担当が総務課になりますので、私、今、総務担当部長ということで、過去の運用形態については旧高野口町の担当職員の方、また、当時、高野口町でバスを運転しておられた方とも何回もお会いさせていただいて、高野口町の現状というものは聞かせていただいております。

しかし、こういうことを答弁するとまたおしかりを受けるかしりませんけども、やはり橋本市の高野口町の規定、これも合併してからつくり上げたものでございますが、その運行規定に基づいて利用していきたい。

ちなみに、ご質問いただいておりますように、高野口町のほうでは、違ったらご注意いただきたいと思いますが、高野口町の職員が添乗しなくても、町民の方々があのバスを利用したいということであれば使っていただいていたというふうに聞いております。橋本市の場合はそうではなく、やはり行政の一環でバスを運行する場合、行政の関係担当課の窓口がありまして、そこが必要性を判断して、その担当課担当課の職員が随行する、添乗すると、そういうことで運行しておりますので、後者に申し上げた橋本市の運行形態で高野口のバスも橋本市のマイクロバスも利用していきたいということでございます。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番(金山高弘君)押し問答になるさかい、いま一つ、ここも部長の言うておることがようわからん。だから、市のことを言われても僕はわからんから、勉強不足ということだね。済みませんけど、この議会が終わりましたら、運行の資料をいただけますか。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）はい。早速、橋本市の橋本市有バス管理規則をお渡しさせていただきます。

31番（金山高弘君）質問を終わります。

議長(上田順康君)これをもって、31番 金山君の一般質問は終わりました。